

騒音規制法に基づく規制地域

平成13年3月30日

高槻市告示第113号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、高槻市域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、平成13年4月1日から実施する。